

2013 年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定・反対討論

この同和住宅融資は、同和地区の住宅改修等を行うため、市が市債を起こした財源をもとに同和地区住民に融資を行って、その返済財源を市債の償還財源に充てる制度です。既に融資は終了し、現在は償還金の回収と市債償還に係る残務事業となっております。

本案の最大の問題は、長期にわたり多額の焦げつきが生じ、今日に至っていることです。

2013 年度決算書及び行政報告書によれば、貸付金元利収入の調定額 6,608 万円に対し、収入済額は 367 万円、収納率は 5.6%で、何と 6,241 万円が収納未済額となっています。つまり 94.4%が焦げついているということでもあります。

2013 年度における償還者は 17 名・21 件、うち 1 名は完納し、年度末の滞納者は 16 名・20 件となっています。

この中には、多額の融資を受けていながら 1 円も返していない者が 5 人・7 件、滞納額が最も多い者は、土地と住宅を合わせて、何と 1,400 万円にも上っています。

このように、土地・住居の財産を手に入れておきながら、長期にわたり、返済を拒み続けている、この行為は絶対に許されるものではありません。

市が定めた条例には、返済できない場合、保証人及び抵当権の設定が定められています。借りたものは返す、返せない場合は条例に沿って保証人に払ってもらう、これが市の責務です。

ところが、当時の担当者は条例に反して、ズサンな融資を行ってきました。中には、住宅を建設しなかった者もありました。約定通りに返済が行われず、市債の償還財源に不足を来し、税金で穴埋めせざるを得ない事態も起こっています。

このような乱脈な貸し付けを容認することはできません。よって、本案に反対するものです。

以上、我が議員団は、引き続いて、市民の利益第一で力を尽くすことを申し上げて討論を終わります。